

電話交換業務仕様書

1 業務場所

沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院（総務課電話交換機室）

2 業務時間等

業務時間は午前8時30分～午後6時00分までとする。ただし、乙の判断による場合に限り、業務時間を超えて業務を遂行することを妨げない。

休日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例43号）第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、沖縄県立中部病院が平日と同様に診療すると決定した日は、勤務日とする。

なお、台風の接近に際しては甲との協議を経た上で、必要と判断した場合は暴風雨時においても業務を遂行するものとする。

3 業務内容

（1）電話交換取り扱い業務全般（電話交換機3台）

（2）院内放送業務全般

（3）その他、関連業務

4 資格：電話交換業務の経験年数3ヶ月以上の者。 （ただし、視力、聴力に異常が認められないこと。）

5 配置人員：業務遂行上支障が無い限り、配置人員については乙の判断で行う。 ただし、甲が支障があると判断した場合には、甲乙協議の上、検討を行う。

6 健康管理

1）健康診断

（1）受託者は、労働安全衛生法第66条を遵守し、従業員の健康管理を行うものとする。

2）抗体検査、ワクチン接種

（1）受託者は、従業員にインフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンについて接種させることが望ましい。

（2）受託者の責任のもと、従業員に受託業務に必要な感染症対策・検査・ワクチン接種等（麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎にかかる抗体検査並びに当該検査が陰性の者に対するワクチン接種を含む）を実施すること。

3）その他

- (１) 従業員の感染が判明したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨を委託者に報告すること。
- (２) 委託者の求めのあるときは、上記の健康管理の記録を提出すること。